

ワクチン接種による健康被害が起こったら どうしたらいい?

救済制度を知っておきましょう。

- ✓ コロナワクチン接種によって健康被害が生じた場合、**3種類の救済制度**のいずれかを利用することができます。
- ✓ 利用できる救済制度は、「**請求する日**」「**接種した日**」「**定期接種で接種したかどうか**」によって異なります。
- ✓ あなたが利用できるのはどの救済制度なのか、下のフローチャートで確かめてみましょう。

救済の**請求日**は、令和6年4月1日以降ですか?

いいえ

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、
令和6年4月1日以降ですか?

いいえ

はい

救済を求める原因となった接種は、
定期接種として行われたものですか?

※コロナワクチンの定期接種とは

以下の方に対し、毎年秋冬に1回、その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施する接種を「**定期接種**」と呼びます。

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり日常生活が極度に制限されている方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

上記に該当しない方が、ご本人の希望で接種を受ける場合は「**任意接種**」として扱われます。

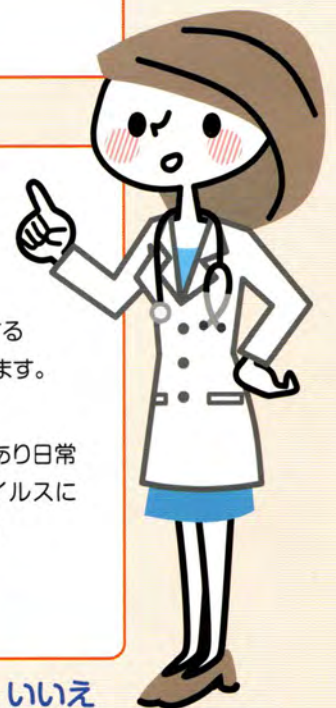
はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の
「**臨時接種及び
A類疾病の定期接種**」

予防接種健康被害救済制度の
「**B類疾病の定期接種**」

医薬品副作用被害救済制度
(**任意接種**)



- ✓ 利用できる救済制度は、上記**3種類のいずれか**となります。
- ✓ 救済制度の種類によって**問い合わせ先が異なります**。裏面をご参照ください。